

鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年1月24日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第4号

鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

鳥取市保護施設及び授産施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年鳥取市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1職員の配置の項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。